

都市公園占用料一覧表

現 行			改 定				
区分	単位	金額	区分		単位	金額	
電柱	本柱	1本 1年	1,700円	電柱	第一種電柱	1,480円	
	支柱等	1本 1年	1,230円		第二種電柱	2,280円	
					第三種電柱	3,070円	
電話柱	本柱	1本 1年	620円	電話柱	第一種電話柱	1,320円	
	支柱等	1本 1年	450円		第二種電話柱	2,120円	
					第三種電話柱	2,910円	
			その他の柱類(支線柱)		130円		
変圧塔又は鉄塔			1基 1月	830円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		
郵便差出箱又は公衆電話所			1平方メートル 1年	1,750円	1個につき1年	2,650円	
架空線			1メートル 1月	50円	郵便差出箱		
					1,110円		
					長さ1メートルにつき1年	13円	
					8円		
					1個につき1年	1,320円	
					占有面積1平方メートルにつき1年	790円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートル 1年	120円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	79円	
	外径10センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル 1年	350円		外径が0.1メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	240円
	外径30センチメートル以上のもの	1メートル 1年	760円		外径が0.3メートル以上のもの	640円	
通路、鉄道軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられたもの及び防火用貯水槽で地下に設けられたもの	1平方メートル 1年	950円	通路、鉄道軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられたもの及び防火用貯水槽で地下に設けられたもの	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
				上空に設ける通路	階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
					階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
				地下に設ける通路	3,450円		
				その他のもの	2,070円		
2,650円							
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル 1日	50円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日	69円		
露店	1平方メートル 1日	180円	露店	69円			
その他の物件又は工作物	1平方メートル 1月	180円	その他の物件又は工作物	690円			
工事前板囲、足場、詰所その他の工事前施設	1平方メートル 1月	850円	工事前板囲、足場、詰所その他の工事前施設	占有面積1平方メートルにつき1月	690円		
土石、竹木、瓦その他工事前材料の置き場	1平方メートル 1月	850円	土石、竹木、瓦その他工事前材料の置き場				

備 考

- 1 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下この項において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この項において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 5 占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占有期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により算定した額に、100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

※備考については、改定後の内容を記載しています。